

八千代市新庁舎建設工事

V E 提案実施要領

(案)

令和 年 月

八千代市

— 目 次 —

1	本書の位置付け	1
2	VE 提案に関するスケジュール	1
3	VE 提案の目的.....	1
4	VE 提案の範囲.....	2
5	VE 提案書の提出.....	2
6	VE 提案の審査.....	3
7	技術提案書及び入札書への反映.....	3
8	本工事への反映	3
9	費用負担	4
10	責任の所在	4
11	VE 提案が実施できない場合	4
12	VE 提案内容の保護.....	4
13	問い合わせ先.....	4

1 本書の位置づけ

本VE提案実施要領（以下「本要領」という。）は、八千代市（以下「本市」又は「発注者」という。）が八千代市新庁舎建設工事（以下「本工事」という。）の実施において、民間事業者（以下「受注者」という。）の募集・選定を行うに当たり、入札参加者が技術提案書の提出に先立ち行うVE提案に関し、目的、提案範囲や審査等の事項を定めるものであり、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

なお、VE提案は、入札参加者の権利であり、VE提案書の提出の有無及びVE提案の採否については入札参加者が備えるべき参加資格要件としない。

2 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュールは、以下の予定である。

日付	内容
令和5年8月7日（月）～8月10日（木）	VE提案書の受付
令和5年8月17日（木）～8月25日（金）	VE提案に対する対話の実施
令和5年8月28日（月）	VE提案の採否決定通知

※ なお、スケジュールを変更する場合には市のホームページ等で公表する。

3 VE提案の目的

VE提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものであること。

(1) 工事費等の縮減

イニシャルコストの縮減が図られること。又は、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られること。

(2) 工期の短縮

本工事の早期完成及び新庁舎の早期供用開始を実現するための工程管理又は施工計画の最適化が図られること。

(3) 品質・性能の向上

基本設計コンセプトを踏まえ、更なる品質・性能の向上が図られること。

4 VE提案の範囲

VE提案の範囲は以下の通りとする。

(1) 原則

提案による建物の品質・性能（柔軟性・効率性，利便性・機能性，業務継続性，省エネ性，保全性・メンテナンス性等）が，本件入札において発注者が公表した要求水準書，基本設計図書及び入札説明書等に関する質問への回答書（当該回答書のうち，要求水準書及び基本設計図書に関するものに限る。以下，これらを総称して「要求水準書等」という。）に示された建物の品質・性能と同等以上であると本市が判断する場合に限り，要求水準を満たす範囲で要求水準書等に示された建物の品質・性能を改善する提案を認めることとする。

(2) 変更を認めない提案

ア 基本設計図書に示す工期（以下「工期」という。）が延びるもの。

イ 以下に示す階層構成を変更するもの。

（ア）1階には来庁者利用の特に多い戸籍住民課，高齢者や身体障害者に配慮し，健康福祉部を配置する。

（イ）2階には利用者数の多い子ども部と財務部を中心に配置すること。また，子どもが遊べるキッズスペースと授乳室を同フロアに配置すること。

（ウ）市の総合防災拠点として迅速な災害対応をするため，市長室と大会議室（災害対策本部）を同フロアに配置する。また，災害対応時に連携する危機管理課と都市整備部を近接配置する。

（エ）議会機能は，独立性に配慮し，4階に配置する。また，市民に開かれた議会を目指すため，傍聴席は親子席や車椅子用のスペースを設置し，傍聴しやすい環境を整えること。

ウ 免震層の位置を基礎免震から変更するもの。

エ 周辺地域，既存庁舎及び竣工後の新庁舎に対して工事中の安全性が低下すると考えられるものや，工事中の騒音，振動などが増加すると考えられるもの。

オ 環境負荷が増大すると考えられるもの。

カ 基本設計のコンセプトを損なうもの。

5 VE提案書等の提出

VE提案を行おうとする入札参加者は，八千代市新庁舎建設工事様式集（以下「様式集」という。）に示すVE提案に関する提出書類について，入札説明書に従い提出することとする。

6 VE提案の審査

(1) 採否の審査

入札参加者から提出されたVE提案書等について、市は八千代市新庁舎建設工事技術審査会（以下「技術審査会」という。）の意見を踏まえ採否を決定することとする。VE提案の審査にあたり、入札参加者から提出されたVE提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める。また、対話を希望する参加者は、対話希望申請書（様式集における様式第6号）にVE提案の適否確認事項を記載し、その内容を説明する資料（任意様式）と合わせて、必要部数を郵送にて提出すること。

(2) 審査結果の通知

VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、公表することがある。なお、VE提案審査結果に対する質疑は受け付けない。

7 技術提案書及び入札書への反映

VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該VE提案を反映した技術提案書及び入札書を提出するものとする。

VE提案が採用されなかった場合及びVE提案を行わなかった入札参加者は、市が提示した要求水準書等により作成した技術提案書及び入札書を提出するものとする。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべきであった内容を、技術提案書及び入札書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。技術提案書及び入札書の提出時に、これらの提案がなされた場合、市は一切評価しない。この場合、入札価格の変更は認めないので、入札参加者は十分注意すること。

8 本工事への反映

本工事を実施するものとして選定された者（以下、「落札者」という。）は、技術提案書又は入札書に反映したVE提案を請負契約締結後、本工事に反映するものとする。また、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きも落札者が行うものとする。

9 費用負担

VE提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。また、本工事の実施にあたり、VE提案により必

要となる許認可及び各種申請等が必要となる場合、行政手続きに要する費用は、入札価格に含めるものとする。

1 0 責任の所在

基本設計図書に関する責任は本市及び基本設計者が負担し、V E 提案内容、V E 提案内容を反映した設計内容及びその影響が及ぶ部分についての責任は落札者が負担する。本市が当該V E 提案の採用を認めることをもって、落札者の責任が軽減又は免除されるものではない。

1 1 V E 提案が実施できない場合

受注者が入札時に技術提案書又は入札書に反映した提案は、すべて契約内容となることから、必ず実施すること。請負契約締結後、技術提案書又は入札書に反映されたV E 提案が実施不可能となった場合の定めについては、契約約款又は入札説明書によることとする。

1 2 V E 提案内容の保護

V E 提案の内容については、その採否に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護することとする。

- (1) V E 提案の審査結果は、当該V E 提案を行った入札参加者に個別に通知し、V E 提案審査結果通知書は落札者が決定するまで非公開とする。
- (2) V E 提案の審査結果に係わらず、そのV E 提案が一般的に使用されている状態であると本市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、本市は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (3) 受注者の技術提案書又は入札書に反映されたV E 提案は、本工事に関し、本市が無償で使用できるものとする。

1 3 問い合わせ先

八千代市総務部庁舎総合整備課

〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5

電話 047-421-6712 電子メール：shityosya@city.yachiyo.chiba.jp